**認定更新申請のご案内**

平素より学会活動にご尽力を頂きまして誠にありがとうございます。

申請書は下記学会事務局宛にご送付ください。後日審査通知と共に振込用紙にて申請手数料をご入金くださいますよう、よろしくお願い致します。

ご不明な点、ご質問等がございましたら、下記学会事務局までご連絡をください。

以上

**日本森田療法学会 事務局**

　　　　　　 〒143-8541　東京都大田区大森西6-11-1

東邦大学医学部精神神経医学講座内

TEL:03-5763-6719（直通）

FAX:03-5471-5774

E-mail: moritagakkai@gmail.cpm

　年　　　月　　　日

**日本森田療法学会 認定指導員　更新申請書（1）**

下記の通り更新に必要な所定の点数（10点以上）を満たしているので、証明する写しと更新料５千円を添えて、日本森田療法学会認定指導員資格更新を申請します。

(証明する写しは下記番号通り添付いたします)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　更新申請者氏名：　　　　　　　　　　　　　印

1. **日本森田療法学会への参加（１回につき3点**）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 第　　　回日本森田療法学会　(開催年月日) | 点数 |
|  |  |  |
|  | 合　計 |  |

1. **日本森田療法学会が認定する研修会への参加（１回につき2点）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 研修会名　(開催年月日) | 点数 |
|  |  |  |
|  | 合　計 |  |

**日本森田療法学会 認定指導員　更新申請書（2）**

1. **日本森田療法学会での発表（発表者3点、共同演者1点）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 発表者名 | 演題・一般講演・特別講演・シンポジウム（開催年月） | 点数 |
|  |  |  |  |
|  |  | 合　計 |  |

**4. 森田療法に関する学術論文・著書（１編につき筆頭著者、またはcorresponding authorは4点、2位以下の共著者は2点）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 著者名 | 著書名・論文タイトル（発表年・雑誌名・巻・頁） | 点数 |
|  |  |  |  |
|  |  | 合　計 |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　総合計　　　　　　　　点

日本森田療法学会認定指導員制度規則

第１章　総　則

第１条　この制度は，森田療法の支援者として広い知識と練磨された技能を備えた優れた指導員を社会におくり，社会における精神健康の保持および増進に貢献するためのものである。

第２条　前条の目的を達成させるため，日本森田療法学会は日本森田療法学会認定指導員制度を発足させ，森田療法の支援者としてふさわしい実力をもつ指導員を日本森田療法学会認定指導員（以下認定指導員と略記）として理事会の合意を得て認定する｡

第３条　認定指導員は，認定医・認定心理療法士と密に連絡をとり，認定医・認定心理療法士と共に精神保健の向上に寄与しようとする者である。但し治療資格を示すものではない。

第２章　認定指導員の認定

第４条　認定指導員の認定を申請する者は，次の各項の資格をすべて満足しなければならない。

１．森田療法に関心をもつ一般成人で，優れた人格と見識を備えていること。

２．申請時において引き続き３年以上本学会会員であること。

３．日本森田療法学会が認定する研修会への参加３回以上。

４．日本森田療法学会に３回以上の出席経験があること。

５．「生活の発見会」，「建設的な生き方」，「生きがい療法」，その他本学会が認めた組織・団体で３年以上の指導的活動経験があること。

第５条　認定指導員の認定を申請する者は，以下を添えて申請し，常任理事会の審査を経て，理事会で認定される。

１．申請書（学会ホームページからダウンロードするか，又は学会事務局から取り寄せる)

２．本学会の理事の推薦（申請書の推薦者（理事）欄に自署）

３．各所属組織・団体の長による第４条の要件を満たしていることの証明書（推薦状）

４．手数料２万円（学会事務局からの認定受理連絡後に振り込む）

５．日本森田療法学会が認定する研修会の修了証の写し

第６条　認定指導員として認定された者に対して，学会は認定指導員の証書を授与する。

第７条　認定指導員の資格は，５年に１回更新することとする。

更新申請の際は，申請書（学会ホームページからダウンロードするか，又は学会事務局から取り寄せる）とともに所定の点数（10点）取得を証明する写しと更新料 ５千円を振込んだ証明を添えて本学会に提出する。

１．日本森田療法学会への参加（３点）

２．日本森田療法学会が認定する研修会への参加（２点）

３．日本森田療法学会での発表（発表者３点，共同演者１点）

４．森田療法に関する学術論文・著書（１編につき，筆頭著者，またcorresponding authorは４点，２位以下の共著者は２点）

＊複数著者が同等に貢献（equal contributors）している論文・箸書は，そのことが著作物に明記されている場合に限り，該当者全員を筆頭著者とみなす。

第３章　付　則

第８条　本規則は，平成８年10月25日より施行する。

第９条　この規則の変更は，常任理事会において検討し，理事会の承認を経て行なう。

第10条　認定の申請や更新の要件となる研修会とは，支援者の育成に寄与する内容をもつセミナー，ワークショップなどで，日本森田療法学会が認定したものである。

日本森田療法学会が認定する研修会とは，あらかじめ主催者よりその概要と講師などについて提出を受け，常任理事会が承認したものを指す。

なおこの改定は，令和４年６月１６日より施行する。